⑸5 役員の状況 ［a～h　略］ i　役員が社外取締役又は社外監査役に該当する場合には、その旨を欄外に注記すること。	⑸5 役員の状況 ［a～h　同左］ i　役員が社外取締役（社外役員（会社法施行規則第２条第３項第５号に規定する社外役員をいう。以下ｉ及び⑸6ａ(d)において同じ。）に該当する会社法第２条第 15 号に規定する社外取締役をいう。以下この様式において同じ。）又は社外監査役（社外役員に該当する会社法第２条第 16 号に規定する社外監査役をいう。以下この様式において同じ。）に該当する場合には、その旨を欄外に注記すること。
j　提出会社が上場会社等である場合には、次のとおり記載すること。 (a)　社外取締役又は社外監査役を選任している場合には、社外取締役及び社外監査役の員数並びに各社外取締役及び社外監査役につき、提出会社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。 当該社外取締役又は社外監査役が提出会社の企業統治において果たす機能及び役割、当該社外取締役又は社外監査役を選任するための提出会社からの独立性に関する基準又は方針の内容（これらの基準又は方針がない場合には、その旨）並びに当該社外取締役又は社外監査役の選任状況に関する提出会社の考え方を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。また、当該社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査（監査等委員会設置会社にあっては監査等委員会による監査、指名委員会等設置会社にあっては監査委員会による監査をいう。⑸6において同じ。）及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。 (b)　社外取締役又は社外監査役を選任していない場合には、その旨並びにそれに代わる社内体制及び当該社内体制を採用する理由を具体的に記載すること。 k　提出会社が上場会社等以外の者である場合には、社外取締役及び社外監査役と提出会社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。	［加える。］
⑸6 監査の状況 a　監査役監査の状況について、次のとおり記載すること。 (a)　監査役監査の組織、人員（財務及び会計に関する相当程度の知見を有する監査役、監査等委員又は監査委員が含まれる場合には、その内容を含む。）及び手続について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。 (b)　最近事業年度における提出会社の監査役及び監査役会（監査等委員会設置会社にあっては提出会社の監査等委員会、指名委員会等設置会社にあっては提出会社の監査委員会をいう。ｄにおいて同じ。）の活動状況（開催頻度、主な検討事項、個々の監査役の出席状況及び常勤の監査役の活動等）を記載すること。 b　提出会社が上場会社等である場合には、内部監査の状況等について、次のとおり記載すること。 (a)　内部監査の組織、人員及び手続について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。 (b)　内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携並びにこれらの監査と内部統制部門との関係について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。 c　提出会社が上場会社等以外の者である場合には、内部監査の状況等について、次のとおり記載すること。 (a)　内部監査の組織、人員及び手続について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。 (b)　内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。 d　会計監査の状況について、次のとおり記載すること。 (a)　提出会社の監査公認会計士等（第 19 条第２項第９号の４に規定する監査公認会計士等をいう。以	⑸6 コーポレート・ガバナンスの状況 a　提出会社が法第 24 条第１項第１号又は第２号に掲げる有価証券（ただし、法第５条第１項に規定する特定有価証券を除く。）を発行する者である場合には、次のとおり記載すること。 (a)　提出会社の企業統治の体制（企業統治に関して提出会社が任意に設置する委員会その他これに類するものを含む。）の概要及び当該企業統治の体制を採用する理由を具体的に記載すること。また、その他の提出会社の企業統治に関する事項（例えば、内部統制システムの整備の状況、リスク管理体制の整備の状況、提出会社の子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況）について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。 なお、取締役（業務執行取締役等（会社法第２条第 15 号イに規定する業務執行取締役等をいう。）であるものを除く。b(a)において同じ。）、会計参与、監査役又は会計監査人との間で会社法第 427 条第１項に規定する契約（いわゆる責任限定契約）を締結した場合は、当該契約の内容の概要（当該契約によって当該取締役、会計参与、監査役又は会計監査人の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあっては、その内容を含む。）を記載すること。 また、会社法第 373 条第１項に規定する特別取締役による取締役会の決議制度を定めた場合には、その内容を記載すること。 (b)　内部監査及び監査役（監査等委員会又は監査委員会）監査の組織、人員（財務及び会計に関する相当程度の知見を有する監査役、監査等委員又は監査委員が含まれる場合には、その内容を含む。）及び手続について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。 また、内部監査、監査役（監査等委員会又は監査委員会）監査及び会計監査の相互連携並びにこれらの監査と内部統制部門との関係について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。